

規程管理システム スモールプラン

利用規約

第1章 総則

第1条（目的）

本利用規約（以下「本規約」という。）は、株式会社システムディ（以下「当社」という。）が共通クラウド環境上で提供する SaaS 型サービス「規程管理システム スモールプラン」（以下「本サービス」という。）の利用に関する条件を定め、当社及び本サービスの契約者との間の権利義務関係を明確にすることを目的とする。

第2条（用語の定義）

本規約において利用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

（1）本サービス

当社が「規程管理システム スモールプラン」の名称で、当社又は第三者が管理する共通クラウド環境上において、複数の契約者に対して共通的に提供する SaaS 型の規程管理サービス及びこれに付随するサービスをいう。なお、本サービスは、契約者ごとに独立した専用のシステム環境を構築して提供するものではなく、本サービスを構成するソフトウェアの複製物、著作権その他の権利が契約者に移転するものではない。

（2）利用契約

本規約に基づき、当社と契約者との間で成立する、本サービスの利用に関する契約をいう。

（3）申込者

本サービスの利用を希望し、当社所定の方法により申込みを行う法人その他事業として利用する団体をいう。

（4）契約者

本規約に同意の上、当社との間で利用契約を締結した法人その他事業として利用する団体をいう。

（5）利用者

契約者の役員、従業員その他当社が認めた者で、契約者の管理のもと本サービスを利用する者をいう。

（6）登録データ

契約者又は利用者が、本サービスを利用して登録、保存又は送信した文書、情報

その他一切のデータをいう。

(7) 契約者設備

本サービスを利用するために契約者が自己の責任と費用において用意する、コンピュータ、通信機器、ソフトウェア及び通信回線等の設備をいう。

(8) 外部基盤

当社が本サービスの提供にあたり利用する、第三者が提供するクラウドサービス、データセンター、通信回線、ネットワーク、サーバー、ストレージその他の設備又はサービスをいう。

(9) 決済関連サービス

当社が本サービスの利用料金その他の金銭債権について利用する、請求代行サービス、掛け払いサービス、収納代行サービスその他決済、請求、回収又は入金管理に関連する第三者サービスをいう。

第3条（本規約の適用）

当社は、本規約の定めに従い、本サービスを提供するものとし、契約者は本規約を遵守して本サービスを利用するものとする。

2 本規約は、当社が別途提供する次の製品又はサービスには適用しない。

- (1) お客様環境に導入して使用するオンプレミス版パッケージ「規程管理システム」
- (2) 契約者ごとのクラウド環境上でソフトウェアを使用するクラウド版パッケージ「規程管理システム クラウドサービス」
- (3) その他本サービスとは異なる提供形態の製品又はサービス

3 本規約と、利用契約、サービスレベル合意書（SLA）、申込条件、料金表、仕様書、その他本サービスに関する個別の定めとの間に矛盾又は抵触がある場合、次の順位に従って適用されるものとする。

- (1) 利用契約又は個別契約
- (2) 本規約
- (3) サービスレベル合意書（SLA）
- (4) 申込条件、料金表その他個別条件
- (5) 仕様書その他の説明資料

ただし、サービス提供時間、安定運用、監視、障害対応、保守運用、データ保護、セキュリティ及び問い合わせ対応に関する具体的な運用目標又は対応方針については、本規約又は利用契約に別段の定めがある場合を除き、SLAを適用する。

4 契約者は、本規約に同意しない場合には、本サービスを利用することができないものとする。

第4条（通知）

当社から契約者に対する通知は、電子メールの送信、書面の発送、又は当社ウェブサイトへの掲載その他当社が適当と判断する方法により行うものとする。

2 前項に基づく通知は、次の各号に定める時点において、契約者に到達したものとみなす。

(1) 電子メールによる通知

当社が電子メールを送信し、通常到達すべき時点

(2) 書面による通知

当社が当該書面を発送し、通常到達すべき時点

(3) ウェブサイトへの掲載による通知

当該内容が掲載された時点

3 前各項の通知について、契約者が当該通知を現実に受領又は確認したか否かを問わないものとする。

第5条（本規約の変更）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者の個別の同意を得ることなく、本規約の内容を変更することができるものとする。

(1) 本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合する場合

(2) 本規約の変更が、利用契約の目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の事情に照らして合理的なものである場合

2 当社は、本規約を変更する場合には、効力発生日の30日前までに、変更後の内容及び効力発生日を、第4条に定める方法により契約者に通知するものとする。

3 契約者は、変更後の本規約に同意しない場合には、前項の通知期間内に当社所定の方法により通知することにより、利用契約を解約することができるものとする。

4 変更後の本規約の効力発生日以降に契約者が本サービスを利用した場合には、当該契約者は変更後の本規約に同意したものとみなす。

第6条（本サービスの提供地域等）

当社は、本サービスを、主として日本国内の法人その他事業者による利用を想定して提供するものとする。

2 契約者は、本サービスを、原則として日本国内における事業活動のために利用するものとする。

3 契約者の役員、従業員その他利用者が、日本国外から本サービスにアクセスし又は利用することを当然に禁止するものではない。

4 日本国外からの本サービスの利用については、利用地域の法令、通信環境、外部基盤その他当社の管理が及ばない事情により、利用可否、通信品質又は利用条件に影響が生じる場合がある。

5 当社は、日本国外における本サービスの利用について、当該地域の法令適合性、利用可

能性、通信品質その他の事項を保証しない。

第7条（サービスレベル合意書の位置付け）

サービスレベル合意書（SLA）は、本サービスのサービス提供時間、安定運用、監視、障害対応、保守運用、データ保護、セキュリティその他サービス品質に関する当社の運用目標及び対応方針を定めるものであり、本規約の一部を構成する。

- 2 SLAに定める時間、頻度その他の基準は、SLAにおいて明示的に保証する旨を定める場合を除き、当社の運用上の目標又は対応方針を示すものであり、当社が本サービスの品質、可用性、復旧時間、データ復旧、性能、応答速度その他の事項について特定の結果を保証するものではない。
- 3 本規約とSLAとの優先関係は、第3条第3項に定めるところによる。

第2章 利用契約及びサービス内容

第8条（利用契約の成立）

本サービスの利用を希望する者は、本規約の内容に同意の上、当社所定の方法により、本サービスの利用を申し込むものとする。

- 2 当社は、前項の申込みについて、当社所定の基準に従い審査を行い、当該申込みを承諾する場合には、その旨を申込者に通知するものとする。
- 3 利用契約は、当社が前項の承諾の通知を発信した時点で成立するものとする。
- 4 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、利用契約を締結しないことができるものとし、当該理由について一切開示義務を負わない。
 - （1）申込みの内容に虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - （2）本サービスの利用料金その他当社に対する金銭債務の履行を怠るおそれがある場合
 - （3）本サービスの利用目的が、評価、解析その他本来の利用目的と異なるものであると当社が判断した場合
 - （4）過去に当社との契約に違反したことがある場合
 - （5）反社会的勢力等に該当し、又はそのおそれがある場合
 - （6）その他当社が不適当と判断する合理的な理由がある場合
- 5 前二項にかかわらず、当社が本サービスの利用料金の支払方法として決済関連サービスを指定する場合、当社は、当該決済関連サービスの利用可否、与信審査の結果その他決済上必要な確認が完了するまで、本サービスの利用開始を留保することができるものとする。
- 6 当社は、決済関連サービスの提供事業者による与信審査の結果、決済関連サービスの利用が認められない場合、その他決済上の理由により本サービスの利用料金の支払が困難

であると合理的に判断される場合には、申込みを承諾せず、又は既に成立した利用契約を解除することができるものとする。

第9条（利用期間）

利用契約は、第8条第3項に基づき成立した日から効力を生じ、契約者又は当社が本規約に従い解約又は解除するまで、有効に継続するものとする。

- 2 本サービスの利用料金は月額で発生するものとし、課金単位、算定方法その他料金条件については、当社が別途定めるところによる。
- 3 前項に定める月額課金は、利用契約の存続期間中、実際の利用の有無にかかわらず発生するものとする。

第10条（本サービスの内容）

当社は、利用契約に基づき、契約者に対し、本サービスを提供するものとする。

- 2 本サービスの具体的な内容、機能、仕様、提供条件等については、当社が別途定める内容に従うものとする。
- 3 当社は、本サービスについて、仕様書に記載する標準機能を提供する。ただし、当該機能が常に同一の内容で提供されること、一定の性能若しくは処理結果が得られること、又は契約者の特定の利用目的に適合することを保証するものではない。

第11条（本サービスの利用）

当社は、契約者に対し、利用契約の有効期間中、本規約に従い、契約者の内部業務の目的に限り、非独占的かつ譲渡不能の条件で本サービスを利用することを許諾する。

- 2 前項の許諾は、本サービスを構成するソフトウェアの複製物を契約者に提供し、当該ソフトウェアに関する著作権その他の知的財産権を譲渡し、又は当該ソフトウェアについて、本規約に定める本サービスの利用に必要な範囲を超える使用权を設定するものではない。
- 3 契約者は、当社の事前の書面による承諾なく、本サービス自体又はその機能の全部又は一部を第三者に提供し、又は第三者のために利用してはならない。

第12条（機能の追加、変更及び削除）

当社は、本サービスの改善、維持又は運営上の必要性に応じて、当社の裁量により、本サービスの機能の全部又は一部を追加、変更又は削除することができるものとする。

- 2 前項の変更等により、変更前の本サービスの機能、性能又は提供条件が維持されることを保証するものではない。
- 3 当社は、前二項のうち、契約者に重大な影響を及ぼすと合理的に判断される変更については、事前に契約者に通知するよう努めるものとする。

第13条（利用環境）

契約者は、本サービスを利用するために必要な契約者設備を、自己の責任と費用において準備及び維持するものとする。

- 2 契約者設備又は通信環境の不具合、障害等に起因して本サービスを利用できない場合であっても、当社は責任を負わないものとする。

第14条（サポート）

当社は、契約者に対し、本サービスに関する問い合わせ対応を、電子メールその他当社所定の方法により提供するものとする。

- 2 サポート対応時間は、平日9時00分から18時00分までとする。ただし、当社休業日を除く。
- 3 当社が利用料金の範囲内で提供する標準サポートは、本サービスの障害若しくは不具合に関する問い合わせ対応及び本サービスの仕様に関する一般的な案内に限られるものとする。
- 4 個別の操作説明若しくは研修、設定代行、個別調査、データ入力、データ移行、個別設定、個別開発、約者の業務に関する相談、法務、労務、税務その他専門的助言又は本サービスの標準的なサポート範囲を超える対応について、当社は対応義務を負わない。
- 5 当社は、オンラインマニュアル、FAQ、動画マニュアルその他のサポート情報を提供することがある。

第15条（ID 及びパスワードの管理）

当社は、契約者に対し、本サービスを利用するために必要な ID 及びパスワードを付与することができるものとする。

- 2 契約者は、自己の責任において、ID 及びパスワードを適切に管理及び保管するものとし、第三者に利用させてはならない。
- 3 ID 又はパスワードの管理不十分、利用上の過誤、第三者による不正利用等により生じた損害については、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社は責任を負わないものとする。

第16条（利用者の範囲）

契約者は、本サービスを、契約者の役員及び従業員に利用させることができるものとする。

- 2 前項にかかわらず、当社が別途書面により認めた場合は、契約者は、役員及び従業員以外の第三者に本サービスを利用させることができるものとする。
- 3 契約者は、利用者による本サービスの利用について、一切の責任を負うものとし、利用

者に本規約を遵守させるものとする。

第3章 利用料金及び支払

第17条（利用料金）

契約者は、本サービスの利用の対価として、当社が別途定める利用料金を支払うものとする。

- 2 本サービスの利用料金、課金体系、支払条件その他料金に関する事項の詳細については、当社が別途定める内容に従うものとする。

第18条（支払方法及び請求）

契約者は、本サービスの利用料金その他本規約又は利用契約に基づき当社に対して負担する金銭債務について、当社が指定する方法により支払うものとする。

- 2 当社は、本サービスの利用料金その他の金銭債権について、決済関連サービスを利用して、請求、回収、入金管理その他これらに付随する業務を行わせることができるものとする。
- 3 当社が債権譲渡型の決済関連サービスを利用する場合、契約者は、当社が契約者に対して有する本サービスの利用料金その他の金銭債権を、当該決済関連サービスの提供事業者に譲渡することがあることをあらかじめ承諾する。この場合、契約者は、当該決済関連サービスの提供事業者からの請求に従い、当該利用料金その他の金銭債務を支払うものとする。
- 4 契約者は、決済関連サービスの利用にあたり、当該決済関連サービスの提供事業者による与信審査、請求書発行、支払案内、入金確認その他決済に必要な手続が行われることを承諾するものとする。
- 5 契約者は、当社が決済関連サービスを利用するために必要な範囲で、契約者の名称、所在地、担当者情報、連絡先、申込内容、利用料金、利用期間その他請求及び決済に必要な情報を、当該決済関連サービスの提供事業者に提供することを承諾するものとする。
- 6 決済関連サービスの提供事業者による与信審査の結果、当該決済関連サービスを利用できない場合、又は利用開始後に当該決済関連サービスの利用が停止され、若しくは利用できなくなった場合、当社は、契約者に対し、本サービスの利用開始を拒絶し、又は本サービスの全部若しくは一部の提供を停止し、若しくは利用契約を解除することができるものとする。
- 7 契約者と決済関連サービスの提供事業者との間で、支払方法、支払期限、請求書の発行、支払遅延、与信審査その他決済に関して疑義又は紛争が生じた場合であっても、契約者は、当社又は当該決済関連サービスの提供事業者に対して負担する利用料金その他の金銭債務の支払義務を免れないものとする。

- 8 決済関連サービスの利用に関し、当該決済関連サービスの提供事業者が別途定める利用条件、規約、手続その他の定めが適用される場合、契約者は、これらを遵守するものとする。

第19条（日割計算の不適用）

利用開始日又は解約日が月の途中である場合であっても、利用料金の日割計算は行わないものとする。

- 2 前項の定めは、利用期間の途中で利用契約が終了した場合についても同様とする。ただし、第25条又は第26条に定める料金調整又は返金算定を除く。

第20条（返金の不適用）

本規約に別途定めがある場合を除き、当社は、理由の如何を問わず、既に支払われた利用料金を返金しないものとする。

- 2 前項の定めは、契約者による解約、当社による利用契約の解除、本サービスの利用停止その他本サービスを利用できない状態が生じた場合であっても適用されるものとする。
- 3 本サービスの利用不能、停止又は障害に関する料金調整その他契約者の救済手段については、第25条に定める範囲に限られる。ただし、当社に故意又は重過失がある場合を除く。
- 4 当社が決済関連サービスを利用して利用料金その他の金銭債権を請求し、又は当該金銭債権を決済関連サービスの提供事業者に譲渡している場合において、当社が契約者に対して返金、利用料金の調整その他これらに類する措置を行うときは、当社は、当該決済関連サービスの仕組み、手続及び当社所定の方法に従い処理するものとする。
- 5 前項の場合、契約者は、返金又は利用料金の調整の方法、時期及び手続が、決済関連サービスの提供事業者の手続により制約を受ける場合があることをあらかじめ承諾するものとする。

第21条（支払遅延）

契約者が、利用料金の支払期日を経過してもなお支払を行わない場合、当社は、当該契約者に対し、相当期間を定めて支払を求めることができるものとする。

- 2 前項に基づく請求にもかかわらず、契約者が当該期間内に支払を行わない場合、又は決済関連サービス提供事業者において未入金状態が一定期間継続した場合、当社は、本サービスの全部又は一部の提供を停止し、又は利用契約の全部若しくは一部を解除することができるものとする。
- 3 当社が決済関連サービスを利用している場合において、契約者が当該決済関連サービスの提供事業者に対する支払を遅滞し、又は当該提供事業者から当社に対し未払い、与信取消し、利用停止その他これらに類する通知があったときは、当社は、契約者に対し、本

サービスの全部又は一部の提供を停止し、又は利用契約を解除することができるものとする。

- 4 前項に基づく本サービスの停止又は利用契約の解除により契約者に損害が生じた場合であっても、当社は、当社の故意又は重過失による場合を除き、責任を負わないものとする。

第4章 利用停止・中断・廃止

第22条（計画メンテナンスによる中断）

当社は、本サービスの保守、点検、更新その他運営上必要な作業を行うため、原則として事前に契約者へ通知の上、本サービスの全部又は一部の提供を一時的に中断することができるものとする。ただし、軽微な作業その他契約者による本サービスの利用に実質的な影響を及ぼさない場合は、この限りでない。

- 2 前項の中断は、深夜又は休日に実施される場合があるものとする。
- 3 当社は、本条に基づく中断により契約者に生じた損害について、当社の故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わないものとする。

第23条（緊急停止）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知を要することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時的に停止することができるものとする。

- (1) 本サービス提供用設備に障害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 不正アクセス、サイバー攻撃その他のセキュリティ上の問題が発生した場合
- (3) 法令、行政機関の指示又は電気通信事業者等の第三者による措置により、本サービスの提供が困難となった場合
- (4) 天災地変その他の不可抗力により、本サービスの提供が困難となった場合
- (5) その他運用上又は技術上、やむを得ない事由がある場合

- 2 当社は、前項に基づき本サービスの全部又は一部を停止し、又はその利用を制限した場合には、事後速やかに契約者へ通知するよう努める。
- 3 当社は、本条に基づく停止により契約者に生じた損害について、当社の故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わないものとする。

第24条（未払い又は規約違反による停止）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとする。

- (1) 第21条第1項に基づく請求にもかかわらず、当該期間内に利用料金その他本規約又は利用契約に基づく金銭債務の支払を行わない場合

(2) 本規約に重大な違反があり、当社が相当期間を定めて是正を求めたにもかかわらず、当該期間内に是正されない場合

(3) 本サービスの運営に重大な支障を及ぼし、又はそのおそれがある行為が認められる場合

2 当社は、本条に基づき合理的に本サービスを停止したことにより契約者に生じた損害について当社の故意又は重過失による場合を除き、責任を負わないものとする。

第25条（利用不能時の料金調整）

当社の責めに帰すべき事由により、本サービスの主要機能が24時間以上連続して利用できない状態が発生した場合、当社は、当該利用不能時間に対応する利用料金相当額について、翌月以降の利用料金に充当する方法その他当社が合理的と判断する方法により調整を行うものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合、本条は適用しない。

(1) 計画メンテナンス

(2) 本サービスの安全若しくは安定的な運用、セキュリティの確保、障害の拡大防止又は登録データの保全のため、当社が合理的に必要と判断して行う緊急停止又は利用制限

(3) 外部基盤、通信回線、決済関連サービスその他第三者サービスに起因する停止又は障害

(4) 契約者又は利用者の設備、通信環境、設定、操作又は管理に起因する停止又は障害

(5) 不可抗力

(6) 契約者又は利用者による本規約又は利用契約違反に基づく停止

(7) その他当社の責めに帰すことができない事由

3 第1項の料金調整は、本サービスの利用不能、停止又は障害に関する契約者の唯一の救済手段とする。ただし、当社に故意又は重過失がある場合を除く。

4 第1項の料金調整は、損害賠償ではなく、利用料金に関する契約上の調整措置であり、第40条に定める損害賠償責任の制限その他当社の責任制限に影響を与えない。

第26条（本サービスの廃止）

当社は、当社の都合により、本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとする。

2 当社は、前項に基づき本サービスを廃止する場合には、原則として、廃止日の2か月前までに、契約者に対してその旨を通知するものとする。ただし、当社の予期し得ない事由又は不可抗力により本サービスを廃止する場合には、この限りではない。

3 当社は、本サービスを廃止した場合には、第19条にかかわらず、既に受領した利用料金のうち、廃止日以降の期間に対応する金額を、日割計算により返金するものとする。

- 4 本サービスの廃止により契約者に生じた損害については、前項に定める返金をもって、当社の責任の全てとする。ただし、当社に故意又は重過失がある場合を除く。

第5章 契約終了

第27条（契約者による解約）

契約者は、いつでも、当社所定の方法により当社に通知することにより、利用契約の全部を解約することができるものとする。

- 2 前項に基づく解約は、当社が当該通知を受領した日の属する月の末日をもって効力を生じるものとする。
- 3 契約者による解約の場合であっても、当社は、既に受領した利用料金を返金しないものとする。
- 4 契約者は、利用契約の終了時点において未払いの利用料金その他当社に対する債務がある場合には、当該債務を直ちに履行するものとする。

第28条（当社による解除）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、何らの通知又は催告を要することなく、利用契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) 本規約に重大な違反があり、当社が相当期間を定めて是正を求めたにもかかわらず、当該期間内に是正されない場合
 - (2) 第21条第1項に基づく請求にもかかわらず、当該期間内に利用料金その他本規約又は利用契約に基づく金銭債務の支払を行わない場合
 - (3) 支払停止、支払不能、破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する信用不安が生じた場合
 - (4) 申込み又は当社への通知内容に虚偽、誤記又は重要な記載漏れがあった場合
 - (5) 反社会的勢力等に該当し、又はそのおそれがある場合
 - (6) 本サービスに対する不正アクセス、リバースエンジニアリングその他重大なセキュリティ侵害行為を行った場合
 - (7) その他、利用契約を継続することが困難であると当社が合理的に判断した場合
- 2 前項に基づき利用契約が解除された場合であっても、当社は、既に支払われた利用料金を返金しないものとする。
 - 3 契約者は、本条に基づく解除時点において未払いの利用料金その他当社に対する債務がある場合には、当該債務を直ちに履行するものとする。

第29条（契約終了の効果）

理由の如何を問わず、利用契約が終了した場合、契約者は、直ちに本サービスの利用を

終了するものとし、以後本サービスを利用することはできないものとする。

- 2 利用契約の終了後も、その性質上存続すべき条項は、有効に存続するものとする。
- 3 本条の規定は、次章に定めるデータの取扱いに関する条項の適用を妨げるものではない。

第6章 データの取扱い

第30条（登録データの帰属）

登録データに関する権利は、契約者又は正当な権利者に帰属するものとする。

- 2 当社は、本サービスを提供する目的の範囲内で、登録データを取り扱うことができるものとする。

第31条（登録データの保存及び管理）

当社は、登録データについて、商業的に合理的な範囲で適切に管理するよう努めるものとする。

- 2 当社は、登録データの完全性、特定目的への適合性、永続保存その他一切を保証しない。
- 3 契約者は、登録データ的内容及び正確性並びに登録データの利用に起因して生じる一切の結果について、自己の責任を負うものとする。

第32条（外部基盤の利用等）

当社は、本サービスの提供のため外部基盤を利用することができるものとする。

- 2 当社は、外部基盤として、原則として日本国内に所在するクラウドサービス又はデータセンターを利用するものとする。ただし、当社が合理的な理由により日本国外に所在する外部基盤を利用する必要が生じた場合、当社は、あらかじめ契約者に通知した上で、その利用を開始することができる。
- 3 契約者は、外部基盤の都合による停止、障害、性能低下、仕様変更、提供終了その他の事由が生じ得ることをあらかじめ了承するものとする。
- 4 外部基盤提供事業者が定める SLA、品質保証制度その他の保証又は補償制度は、当社と当該外部基盤提供事業者との間で適用されるものであり、契約者に対して当然に適用されるものではない。
- 5 外部基盤提供事業者による保証、補償又は利用料金の減額の有無及びその内容にかかわらず、当該保証、補償又は減額は契約者に承継又は適用されるものではなく、当社は、契約者に対し、外部基盤の稼働率、無停止提供、障害復旧、データ保全その他の事項を保証するものではない。
- 6 当社は、本サービスの提供に必要な範囲で、外部基盤提供事業者その他の第三者に対し、登録データ又は個人情報の取扱いを再委託することができるものとする。

第33条（バックアップ）

当社は、SLA 及び当社所定の運用方針に従い、障害対応その他本サービスの運用上の必要な範囲で、登録データのバックアップを取得し、保管するよう努めるものとする。

- 2 前項のバックアップは、登録データの完全性、永続保存、特定時点への復元可能性又は復旧可能性を保証するものではない。

第34条（登録データの消失等及び復旧）

当社は、登録データの消失、滅失、毀損その他の不具合が生じた場合、当社が保有するバックアップデータが存在する範囲において、合理的な方法により復旧を試みるものとする。

- 2 当社は、前項の復旧作業により登録データが完全に原状に回復すること、特定時点へ復元されること又はデータの欠落がないことを保証しない。
- 3 登録データの消失等が契約者の故意又は過失その他契約者の責めに帰すべき事由により生じた場合、当社は、契約者に対し有償で復旧作業を行うことがある。
- 4 本条は、登録データの消失等について、前各項に定める範囲で対応するものとし、当社に故意又は重過失がある場合を除き、これ以外の責任を負わないものとする。

第35条（データのエクスポート）

契約者は、当社が本サービスにおいて提供する標準機能により、登録データをエクスポートできるものとする。

- 2 当社は、契約者に対し、登録データの提供又は移行作業（媒体提供を含む。）を行う義務を負わない。

第36条（契約終了後の登録データの取扱い）

理由の如何を問わず利用契約が終了した場合、当社は、契約終了日から30日間、登録データを保持することがある。

- 2 前項の保持期間経過後、当社は、登録データを当社の合理的な方法により削除することができるものとし、契約者はこれをあらかじめ承諾する。ただし、法令上保存義務がある場合はこの限りではない。
- 3 当社は、本条に基づく登録データの削除又は削除後の復元不能により契約者に生じた損害について、責任を負わない。
- 4 第1項に定める保持期間は、契約者が登録データにアクセスし、又は当社からその提供を受けることができる期間を意味するものではない。契約者は、必要な登録データについて、利用契約の終了前に、自己の責任においてエクスポートその他必要な保存措置を講じるものとする。

第7章 禁止事項

第37条（禁止事項）

契約者及び利用者は、本サービスの利用にあたり、自己又は第三者をして、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならないものとする。

- （1）法令又は公序良俗に違反し、又はそのおそれのある行為
- （2）当社又は第三者の著作権、商標権その他の知的財産権、財産権、プライバシー権、名誉その他の権利又は利益を侵害し、又はそのおそれのある行為
- （3）本サービスを通じて、虚偽、不正確又は誤解を招く情報を登録、送信又は掲載する行為
- （4）当社又は第三者を誹謗中傷し、又は信用若しくは名誉を毀損する行為
- （5）第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- （6）本サービスの運営を妨害し、又はそのおそれのある行為
- （7）本サービスを構成するプログラム、データ、コンテンツ等の全部又は一部を、当社が認めた本サービスの利用に必要な範囲を超えて、複製、改変、翻案、公衆送信その他の方法により利用する行為
- （8）本サービスを構成するプログラム等について、解析、リバースエンジニアリング、逆コンパイルその他ソースコードの解読を試みる行為
- （9）本サービス又はその一部を複製し、又は競合サービスの開発のために利用する行為
- （10）当社の事前の書面による承諾なく、第三者に本サービスを利用させ、又は本サービスを利用する契約上の地位若しくは権限を貸与し、譲渡し、担保に供し、その他処分する行為
- （11）本サービスに有害なプログラム、ウイルスその他の有害な情報を送信し、又は掲載する行為
- （12）本サービスに過度な負荷をかけ、又はシステム若しくはネットワークに支障を生じさせる行為
- （13）本サービスを利用して管理又は作成した規程その他の文書について、その内容の適法性、正確性又は有効性を当社が保証するものと誤認させる態様で第三者に提供又は公開する行為
- （14）本サービスに実装されたアクセス制御、セキュリティ機能又は利用制限を回避し、又は無効化しようとする行為
- （15）その他、前各号の趣旨に照らし、当社が不適切であると合理的に判断する行為

2 契約者は、利用者による前項各号に該当する行為について、自らの行為と同一の責任を負うものとする。

- 3 契約者又は利用者が第1項各号のいずれかに該当する行為を行った場合、当社は、事前の通知又は催告を要することなく、第4章に定める本サービスの停止又は第5章に定める利用契約の解除その他当社が必要と認める措置を講じることができるものとする。

第8章 責任制限及び免責

第38条（保証の否認）

当社は、本サービスが契約者の特定の利用目的に適合すること、期待する効果又は結果を得られること、正確性、完全性、有用性、最新性その他一切について、明示又は黙示を問わず、何ら保証するものではない。

- 2 当社は、本サービスを通じて契約者が管理又は作成する規程その他の文書の内容について、その適法性、妥当性、有効性又は第三者の権利を侵害しないことを保証しない。
- 3 本サービスの可用性、稼働率、復旧時間、データ復旧、性能、応答速度その他のサービス水準については、SLAに定める運用目標及び対応方針に従うものとする。当社は、SLAにおいて明示的に保証する旨を定める場合を除き、当該事項について特定の結果を保証するものではない。
- 4 当社は、本サービスが中断、停止又は廃止されないことを保証するものではない。
- 5 当社は、本サービスにより生成、提案、出力又は提供される文書、規程、文章、テンプレートその他一切の内容について、その法令適合性、正確性、完全性、有効性、最新性又は特定目的適合性を保証しないものとする。
- 6 当社は、法務、労務、税務その他の専門的助言を提供するものではなく、契約者は、必要に応じて自己の責任と費用において弁護士、社会保険労務士、税理士その他の専門家による確認を行うものとする。

第39条（自己責任の原則）

契約者は、本サービスの利用及びその結果について、自己の判断と責任において行うものとする。

- 2 契約者は、本サービスの利用に関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、自己の責任と費用においてこれを解決するものとする。
- 3 契約者は、契約者が登録、保存又は送信する登録データその他の情報について、自己が適法に利用権限を有することを保証するものとし、当該情報に起因して第三者との間で紛争等が生じた場合には、自己の責任と費用においてこれを解決するものとする。

第40条（損害賠償責任の制限）

本規約又は利用契約に関連して、当社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その責任は、当社の責めに帰すべき事由により契約者に現実が発生した通常損害

に限られるものとする。

- 2 当社は、理由の如何を問わず、間接損害、特別損害、付随的損害、結果損害、逸失利益、事業機会の損失、データの消失又は毀損その他予見の有無を問わず生じた損害については、賠償責任を負わないものとする。
- 3 前二項にかかわらず、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の総額は、当該損害が発生した利用契約に基づき、当該損害が発生した時点から遡って直近12か月間に当社が契約者から現実に受領した利用料金の総額を上限とする。
- 4 本条の定めは、当社に故意又は重過失がある場合を除き、適用されるものとする。
- 5 本条の責任制限は、債務不履行、不法行為その他請求原因の如何を問わず適用されるものとする。
- 6 本サービスの利用不能、停止又は障害に関する救済については、第25条の定めが優先して適用されるものとする。
- 7 第25条の料金調整その他本規約に基づく利用料金の調整措置は、損害賠償責任とは独立した契約上の調整措置であり、損害賠償の算定、制限又は免責に影響を与えないものとする。

第41条（不可抗力）

当社は、天災地変、火災、停電、戦争、内乱、テロ行為、感染症の流行、法令又は行政機関の措置、通信回線又は電力供給の障害、第三者による妨害行為その他当社の合理的支配を超える事由により、本サービスの全部又は一部を提供できない場合であっても、これにより契約者に生じた損害について、責任を負わないものとする。

第42条（第三者サービスに関する免責）

当社は、本サービスの提供にあたり、第三者が提供するクラウドサービス、通信回線、ソフトウェアその他のサービス又は設備（以下「第三者サービス」という。）を利用することがある。

- 2 当社は、第三者サービスに起因して生じた本サービスの中断、停止、障害、性能低下その他の事由により契約者に生じた損害について、当社に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わないものとする。
- 3 第三者サービスに起因する障害、仕様変更、提供終了その他の事由により、本サービスの全部又は一部の機能提供が制限される場合があることを、契約者はあらかじめ了承するものとする。
- 4 決済関連サービスの提供事業者による与信審査、請求書発行、支払案内、入金確認、債権譲渡、債権回収、システム障害、サービス停止、仕様変更その他決済関連サービスに起因又は関連して契約者に損害が生じた場合であっても、当社は、当社の故意又は重過失による場合を除き、責任を負わないものとする。

第9章 一般条項

第43条（知的財産権）

本サービスに関する著作権、特許権、商標権、ノウハウその他一切の知的財産権は、当社又は正当な権利者に帰属するものとする。

- 2 利用契約の締結は、契約者に対し、本サービスに関する知的財産権の譲渡し、又は本サービスを構成するソフトウェアについて、本規約に定める本サービスの利用に必要な範囲を超える使用权を設定するものではない。
- 3 契約者は、本規約に定める範囲内でのみ、本サービスを利用することができるものとする。

第44条（再委託）

当社は、本サービスの提供に関して必要な業務の全部又は一部を、第三者に再委託することができるものとする。

- 2 当社は、前項に基づき再委託を行う場合には、当該再委託先に対し、本規約に基づき当社が負う義務と同等の義務を課すよう合理的な措置を講じるものとする。
- 3 当社は、再委託先による業務の遂行について、契約者に対し、本規約及び利用契約に基づく責任を負うものとする。ただし、外部基盤その他第三者サービスの固有の機能、性能、停止、障害、仕様変更又は提供終了については、第32条及び第42条の定めに従う。

第45条（秘密情報の取扱い）

本規約に関連して、契約者又は当社が、相手方から開示又は提供を受けた技術上、営業上その他業務上の情報のうち、秘密である旨を明示された情報又は当該情報の性質上秘密であることが合理的に認識される情報（以下「秘密情報」という。）については、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示又は漏えいしてはならないものとする。

- 2 次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しないものとする。
 - （1）開示を受けた時点で既に公知であった情報
 - （2）開示を受けた後、自己の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
 - （3）開示を受ける前から正当に保有していた情報
 - （4）第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 - （5）秘密情報によることなく独自に開発又は取得した情報
- 3 受領当事者は、秘密情報を、本サービス利用又は提供の目的の範囲内でのみ利用するものとする。
- 4 前各項にかかわらず、受領当事者は、本サービスの提供又は利用に必要な範囲で、秘密情報を、自己の役員又は従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家、及び再委

託先（外部基盤提供事業者を含む。）に開示することができるものとする。この場合、受領当事者は、当該開示先に対し、本条と同等の秘密保持義務を課すものとする。

- 5 受領当事者は、法令又は裁判所若しくは行政機関の命令に基づき秘密情報の開示を求められた場合には、必要最小限の範囲で開示できるものとする。
- 6 本条の規定は、利用契約終了後も、3年間有効に存続するものとする。

第46条（個人情報の取扱い）

当社は、本サービスの提供に関連して取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他関連法令及び当社のプライバシーポリシーに従い、適切に取り扱うものとする。

- 2 契約者は、本サービスを利用して個人情報を取り扱う場合には、自己の責任において、個人情報保護法その他関係法令を遵守するものとする。
- 3 当社は、本サービスの提供、保守、改善、障害対応又はセキュリティ対策その他運営上必要な範囲で、個人情報を取り扱うことができるものとする。
- 4 当社は、本サービスの提供に必要な範囲で、個人情報の取扱いを第三者（外部基盤提供事業者を含む。）に委託することができるものとし、当該委託先に対して適切な監督を行うものとする。
- 5 当社は、本サービスの保守、障害対応、不正利用防止、セキュリティ確保その他運営上必要な目的のため、アクセスログ、操作履歴その他本サービスの利用状況に関する情報を取得及び保存することができるものとする。
- 6 当社は、本サービスの利用料金その他の金銭債権の請求、回収、入金管理、与信審査、支払案内その他決済に必要な範囲で、契約者、利用者又は契約者の担当者に関する情報を、当社が指定する決済関連サービスの提供事業者に提供することができるものとする。
- 7 契約者は、前項に基づく情報提供について、あらかじめ必要な同意、通知その他法令上必要な措置を自己の責任において行うものとする。

第47条（セキュリティ）

当社は、本サービスについて、商業的に合理的な範囲で安全管理措置を講じるものとする。

- 2 契約者は、ID 及びパスワードの管理、アクセス権限管理その他必要な情報セキュリティ管理を、自己の責任において行うものとする。
- 3 契約者は、本サービスに関してセキュリティ上の問題又はそのおそれを認識した場合には、速やかに当社へ通知するものとする。

第48条（統計情報等の利用）

当社は、本サービスの利用状況（アクセスログ、機能利用回数、エラー発生状況等）に

関する情報を、契約者又は個人を識別できない形式に加工したうえで、統計データとして、本サービスの改善、新サービス開発、マーケティングその他事業活動のために利用できるものとする。

- 2 当社は、契約者又は利用者が本サービスに登録した規程等の内容そのものについては、前項に基づく利用を行わないものとする。

第49条（利用状況の調査）

当社は、契約者による本サービスの利用状況について、本規約違反の有無、本サービスの運営又はセキュリティ維持のために必要な範囲で調査を行うことができる。

第50条（反社会的勢力の排除）

契約者及び当社は、自己、その役員、実質的に経営を支配する者又は重要な利用人が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。

- 2 契約者又は当社が、反社会的勢力に該当し、又は前項の表明保証に違反したことが判明した場合、相手方は、何らの通知又は催告を要することなく、直ちに利用契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 3 前項に基づく解除により生じた損害について、解除した当事者は一切責任を負わないものとする。

第51条（権利義務の譲渡禁止）

契約者は、当社の事前の書面による承諾なく、本規約又は利用契約に基づく地位又は権利義務の全部又は一部を、第三者に譲渡、承継、担保設定その他の処分をしてはならないものとする。

第52条（協議）

本規約又は利用契約に関して、当社と契約者との間に疑義又は解釈上の問題が生じた場合には、両者は誠意をもって協議し、円満な解決を図るものとする。

第53条（準拠法及び合意管轄）

本規約及び利用契約の準拠法は、日本法とする。

- 2 本規約又は利用契約に関して生じた一切の紛争については、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上